

博士学位論文

内容の要旨

および

審査の結果の要旨

【第19号】

2011

日本社会事業大学

大学院社会福祉学研究科

はしがき

本編は学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第8条による公表を目的として、平成23年度に本学において博士の学位を授与した者の、論文内容の要旨および審査の結果の要旨を収録したものである。

学位記番号に付した甲は学位規則第4条第1項（いわゆる課程博士）であり、乙は同条第2項（いわゆる論文博士）によるものであることを示す。

目 次

[課程博士]

学位記番号	学位の種類	氏 名	論文題目	
甲第 43 号	博士 (社会福祉学)	二宮 史織	精神障害を持つ人の家族を対象とした効果的なピアサポート プログラム「家族による家族教育」モデルの形成評価 ～参加者と提供者、双方に効果をもたらすプログラム構築を 目指して～ A Formative Evaluation of "Family-to-Family Education Program,a Peer Support Program for Families of Persons with Mental Illness:For Developing Effective Program to Both Participants and Providers	1 頁
甲第 44 号	博士 (社会福祉学)	廣瀬 圭子	夜間訪問介護サービスに着目した家族介護者への介護支援に 関する研究： －国際生活機能分類（ I C F ）を理論枠組みとして－ A Study on Support for Family Caregivers with a Focus on Night home care Services: -Based on International Classification of Functioning, Disability and Health(ICF) as theoretical framework-	13 頁
甲第 45 号	博士 (社会福祉学)	松永 千恵子	知的障害者グループホーム利用者の利用継続を促進/阻害 する要因に関する研究 A Study of Special Factors which Promote/Preventing To Live in Intellectual Group Home	23 頁
甲第 46 号	博士 (社会福祉学)	加藤 純	家族と子どもと地域のつながりを再構築するための支援の 課題と展開 ～児童養護施設におけるファミリーソーシャルワークに関する調査 を踏まえて～ Reconnecting Families,Children, and Community:Issues and Current Status -Based on A Research about Family Social Work in Residential Child Care-	34 頁

氏名 二宮 史織

学位の種類 博士（社会福祉学）

学位記番号 甲第 43 号

学位記授与の日付 平成 24 年 3 月 16 日

学位授与の要件 学位規則第 4 条第 1 項該当

学位論文題目 精神障害を持つ人の家族を対象とした効果的なピアサポートプログラム「家族による家族教育」モデルの形成評価
～参加者と提供者、双方に効果をもたらすプログラム構築を目指して～

論文審査委員 審査委員長 藤岡 孝志
審査委員 大島 巍
審査委員 佐藤 久夫
審査委員 大橋 謙策
審査委員 北島 英治

【論文内容の構成及び要旨】

精神障害を持つ人の家族を対象とした効果的なピアサポートプログラム

「家族による家族教育」モデルの形成評価

～参加者・提供者、双方に効果もたらすプログラム構築を目指して～

二宮史織

○概要

本研究は、日本における家族による家族教育（家族教育）プログラム「家族による家族学習会」（家族学習会）の形成評価として、参加者および提供者に対する効果の検証とその効果を導く実施要素の検討を、プログラム理論を用い体系的な評価によって行った。

第一章では理論研究編においてプログラム理論の構築を行い、第二章の実証研究編において実証的なプログラム評価を実施した。さらに総合考察では、家族学習会の効果検証と形成評価を行うとともに、家族学習会の意義やプログラムモデルさらには日本における在り方について考察を行った。

○序章 研究背景・目的

精神障害を持つ人の家族（以下、家族）は、精神障害を持つ人にとって身近な援助者となる存在であり、「援助者としての家族」機能を有しているといえる。一方で、精神障害を持つ人の症状による体験は日常生活を送る上で、家族は大きなストレスと抱えており

「生活者としての家族」機能を阻害している可能性が考えられる。家族に対する支援を考える際には、「援助者としての家族」機能の向上を図るとともに「生活者としての家族」に着目した支援も重視する必要がある。

そういった家族への家族支援プログラムの一つとして、「家族による家族教育」がある。家族教育は家族が実施主体となって行うものであり、情報や対処方略などについて提供し「援助者としての家族」を支えるとともに、家族自身のセルフケア能力を高めることにより「生活者としての家族」にもアプローチするプログラムである。また、プログラムを提供する家族に対してもヘルパーセラピー原則に則った効果が期待できる。日本においてもその普及が進められている。

本研究は、日本における家族教育について、参加者のみならず提供者に対する効果を実証的に明らかにするとともに、双方に効果的なプログラムモデルの構築を行うこととする。

○第一章 理論研究編：「家族による家族教育」のプログラム理論

実証研究に先立ち、家族教育のプログラム理論の構築を行った。

家族学習会の実施プロセスに含まれる実施要素として、枠組や進行など参加者との相互交流に直接影響を与えないプログラムの構造を示す項目からなる【形式的要素】と、姿勢や態度などの参加者に対する直接の関わり方を示す項目を含む【理念的要素】の2要素が抽出された。インパクト理論について、参加者や提供者に対して共通する効果として「知識の獲得」「不安・負担感の軽減」「自己効力感の向上」「エンパワメント」などが見込まれることが示された。またそれぞれの効果は相互に作用しあうことが示唆された。

プロセスを参加者との関わりの観点による実施要素の2分類と、参加者と提供者の双方に対する効果を検証することにより、プログラムとしての特徴が捉えられると考えられる。

○第二章 実証研究編：

「家族による家族教育」の効果の検証と効果に影響を与える実施要素

(1) 目的

プログラム理論に基づいた調査を行い、家族学習会の参加者および提供者双方への効果を時点間の変化や両者の比較を通して検討するとともに、プロセス理論に記述されている実施要素についてその実施状況について明らかにした。さらに、効果と実施要素の関連を検証することにより、参加者と提供者それぞれの効果に影響を与える実施要素を明らかにした。

(2) 調査方法

・概要

本研究は 2010 年に家族学習会を実施した 18 の家族会を対象に、アウトカム調査とアドバイザー調査・家族会調査からなるプロセス調査の 3 調査を行った。

・アウトカム調査

家族学習会の参加者と担当者（注：家族学習会における提供者の呼称）に対し、アンケート調査をプログラムの事前事後の 2 時点で行った。疾患知識、サービスシステム知識、不安、負担、自己効力感、エンパワメントを測定する標準化された尺度を用いた。

・アドバイザー調査

家族学習会の実施状況の把握のために、チェックシートを用いたアドバイザーによる観察調査を行った。アドバイザーとは家族学習会の担当者を経験したことのある家族で、家族学習会を外部から支援する役割を担う者である。調査はアドバイザーがプログラム実施の際に訪問し、観察し家族による家族教育実施の達成度を評価した。

・家族会調査

家族学習会の 1 コース終了後、家族会の代表者に対して、プログラムの準備から実施終了までの活動内容を問う振り返り形式のアンケート調査を実施した。

(3) 分析軸

プログラムの特徴を捉えるため、「効果の受け手による軸」と「実施要素による軸」の 2 軸を基準とした検証を行い、さらに両者の関連の検討を行った。

(4) 結果

・アウトカム評価：参加者および担当者に対する効果

家族学習会により、参加者と担当者の不安の軽減、両者の自己効力感の改善、提供者のエンパワメント向上効果が見られた。共分散分析の結果、自己効力とエンパワメントの一側面の事後得点について提供者の方が高いことが示された。

・プロセス評価：実施要素の実施状況

【形式的要素】の実施は全てのカテゴリーにおいて、50 %以上の会が実施している現状が伺えた。【理念的要素】については、<緊張緩和>の実施率が 72 %を示していたが、その他の【理念的要素】のカテゴリーの実施率はすべて 50 %未満となっており、それぞれのカテゴリーに含まれる項目についても実施率が低いものが多かった。

・効果と実施要素の関連

参加者のサービスシステム知識、負担、自己効力、エンパワメントの改善に【形式的要素】の<進行>と、【理念的要素】の<姿勢>、<態度>、<グループ運営>の実施が関係していた。担当者の不安・負担軽減には【形式的要素】の<枠組>が影響していた。

(5) 考察

アウトカム評価の結果から、家族学習会は参加者と提供者に対して不安軽減効果や自己効力感の向上効果をもたらし、また提供者に対する特有の効果としてエンパワメントの向上が期待できることが示唆された。さらに、自己効力とエンパワメントについて提供者の事後得点が高いことが示され、担当者が家族学習会に参加することによってこれらの側面に参加者より大きな効果が得られることが示された。

プロセス評価の結果から、【形式的要素】の実施率が高かった一方で、【理念的要素】の実施率が低い傾向が認められた。【形式的要素】は内容が明確に示された活動であり、実施されやすいことによるものと考えられた。一方で【理念的要素】については、家族学習会を実施する際に担当者がその姿勢や態度、心がまえを体現するには一定の技術や工夫を要することが考えられ、その実施が困難である可能性が示唆された。

効果と実施要素の関連を検証したところ、【理念的要素】が参加者に対する種々の効果に影響を与え、【形式的要素】の<枠組>の実施による担当者の効果が期待できることが示された。これにより実施要素に沿った実施が重要であることが示唆された。

○第三章 総合考察

(1) 日本版家庭教育プログラム「家族学習会」の効果と形成評価

日本における家族学習会においても参加者に対する効果が認められることを立証するとともに提供者に対する効果を確認することができた。さらに提供者特有の効果が認められ、家族がプログラムを運営することによって大きな効果が得られることが示された。このことは家庭教育によるヘルパーセラピー原則の存在を示していると考えられる。

また、家族学習会の実施状況について、【形式的要素】の実施率が高く、その一方で【理念的要素】は実施されていない現状がうかがえた。さらに、効果と実施要素との関連については、【理念的要素】に沿って実施された場合に参加した家族に対し多くの効果をもたらすことが示され、提供者に対しては【形式的要素】の実施により効果が認められることが示唆された。これらのことから家族学習会に関してその実施要素に沿ったプログラムがより効果をもたらす可能性が示された。

(2) 家族学習会の意義

家族学習会の提供者に対する効果は、プログラムに関わる人の立場や関係性、活動の形態、効果の受け方において、他のグループやプログラムとは異なる解釈が得られた。すなわち、提供者と参加者という立場が分かれている一方で、その関係性はほぼ対等なものとして語り合うプログラムであり、両者が相互に与えあう関係である。また、提供者はプログラムの運営という活動を担う一方で、参加者と同様にプログラムへの参加という体験を得ることができ、それによってプログラムの運営による効果と参加体験によ

り得られる効果の両方を獲得することが可能であると考えられる。

さらに家族学習会の特徴として、参加者が提供者へと立場を変化させ、家族学習会に関わり続けることがある。参加者として家族学習会の体験や効果をもう一度体験したいという希望から、提供者としてプログラムに関わることが想定される。このように家族学習会では、1コースで得た効果が次のコースへの関わりを導き、さらに効果を重ねるという、「効果の螺旋現象」が想定される。

また専門職による家族心理教育については、家族が提供する家族学習会とはそれぞれ異なる効果やその受け手が存在し、そのプログラムとしての役割は異なるものがあることが示唆された。そのため、両者は家族に対しそのニーズに見合ったプログラムを提供できるような共存・連携の体制が組まれることが望ましいことが考えられる。

(3) 家族学習会の効果的なプログラムモデル

実施要素の実施について、【理念的要素】が参加者の効果に影響を及ぼしている一方で、その実施率が低いことが明らかとなった。この実施率は、低いながらも一定の評価をすることができるものと考えられる一方で、その向上が課題であり、実施に対する技術支援の必要性があるといえる。また、【理念的要素】の習得はプログラムの具体的な場面における訓練が必要であると考えられ、すでに設置されているアドバイザーをはじめとする外部からの技術向上のための支援が不可欠なものと考えられる。

また、〈緊張緩和〉では実施率の低い群に、参加者に対する効果が認められたと同時に、低実施群も含めすべての会において一定程度実施されていた。これらことから、このカテゴリーについては、適度な実施にとどめることが重要となることを実施マニュアルに追記し、プログラムモデルの修正を行う必要があるといえる。

また、今後の効果的な実施に向けた新たな課題として、担当者の負担に対する対応策を講じること、プログラムの流れに沿った支援体制の強化を行うことが挙げられた。

(4) 日本の家族支援における家族学習会の在り方

日本における学習会教育の在り方として、情報を得ることができず不安を抱えている早期家族を対象とする実施が考えられ、その際には家庭教育の【理念的要素】に沿った実施や参加者募集に対する工夫が必要であることが考えられた。さらに、家族学習会により家族会活動の活性化が見込まれることから、家族会の活性化支援としての在り方が示唆された。そういういった家族会において家庭教育を実施する際には、まずは提供者が【形式的要素】を十分に実施することを目標とする一方で、【理念的要素】に沿った実施にもなるように技術支援等の外部からのサポートを行う必要性があると考えられる。

また家族学習会に対する専門職からの協力として技術訓練等の支援や連携先としての相談支援窓口の存在が考えられた。そういういった専門職の関わりにおいて、家族学習会が家族によって実施される専門職から独立したグループであるという意識を持ち、家族が主体的に取り組めるような協力関係や支援関係を築く必要があると考えられた。

(5) 本研究の意義と限界

本研究の意義として、これまでの家庭教育の実証研究で確認されてこなかった提供者

への効果の検証し実証したことが挙げられる。また家族学習会の効果に対し有効なプロセスを明らかにし、今後のプログラムの実施に対する重要な知見を得ることができた。さらに本研究から、日本での家族学習会の在り方や今後必要となる支援などについて、早期家族支援や家族会支援としての可能性が示された一方で、より効果的に実施するためには専門職を含めた外部からの支援の必要性が示唆された。日本における家族学習会は普発展途上のモデルであることから、今後の実施・普及に向けた形成評価研究として有用な指針が得られたものと考えられる。

また本研究の限界として、研究対象や検証した効果に偏りが見られたこと、さらに測定尺度に関する限界が考えられ、今後それらを考慮した研究を要するものと考えられた。

○終章 結論

本研究では、日本版家族教育プログラム「家族学習会」の参加者および提供者に対する効果とその効果に関するプロセスの検討を行うことを目的とし、プログラム理論に基づいた実証的評価によって、参加者と提供者のアウトカムの検討と両者の比較を通じた効果の検証、家族学習会の実施要素の実施状況の評価、さらに効果と実施状況の関連から効果に影響する実施要素の検討を行った。

その結果、参加者および提供者に対し不安軽減と自己効力感の向上の効果が認められ、そのうち自己効力感は提供者の効果が大きいことが示されると同時に、提供者に対する特有の効果としてエンパワメントの向上が認められた。また、家族学習会の実施要素は、参加者との関わりには反映されないプログラムの構造を示す【形式的要素】と参加者に対する関わり方を表現した【理念的要素】に大別されることが示され、そのうち【形式的要素】の実施は比較的容易である一方で【理念的要素】に沿った実施は困難である可能性が示唆された。さらに、参加者に対する効果が【理念的要素】の実施によって得られることから【理念的要素】の実施の重要性が示唆された。また提供者に対する効果については、【形式的要素】の〈枠組〉の実施による不安・負担軽減効果が認められ、提供者にとってプログラムを明確に形作ることが重要な意味を持つ可能性が示された。

家族学習会の参加者に対する効果に加え、提供者に対するヘルパーセラピー効果も認められた。またそれらの効果はプログラムの継続的な実施により、プログラムに対する立場の変化やさらなる効果を得ることができる「効果の螺旋現象」が起こる可能性が示唆された。さらに「家族による家族支援」として、専門職が行う家族支援とは目的や効果、効果を受ける対象が異なることから、両者の共存・連携の必要性が示唆された。

また、家族学習会のプログラムモデルとして、実施要素のうち【理念的要素】の実施に対する技術支援の必要性や〈緊張緩和〉の実施に関する留意点の追加、さらには新たな課題として家族学習会の提供者に対する負担の軽減策やプログラム進行の流れに合わせた技術支援等の体制が必要であると考えられた。

さらに、日本の家族支援における家族学習会の在り方として、早期家族支援や家族会支援としての意義が考えられ、それらに焦点を当てて実施をする際にそれぞれの対象の必要性に沿った考慮や工夫が必要であることが示唆された。さらに、専門職との関係性の持ち方について共存や連携が可能であると考えられ、また専門職が家族学習会に関わる際には、家族の独立性を確保したうえで側面的に協力・支援を行っていく必要性が示唆された。

Abstract

A Formative Evaluation of “Family-to-Family Education” Program, a Peer Support Program for Families of Persons with Mental Illness: For Developing Effective Program to Both Participants and Providers

Shiori, NINOMIYA

Objectives:

Objectives of this empirical study are as follows: (1) to verify the effectiveness of Family to Family Education Program (FFE) on both participants and program leaders; (2) to identify program components that contribute to the effectiveness.

The FFE is a peer-support education intervention program for family members of persons with mental illness. The program has been developed and implemented throughout the world; in Japan, the FFE dissemination project started in 2007. FFE in Japan is conducted providing five to six sessions in one course, having about ten participants and three to six leaders in one group. In the US, researchers have verified the effectiveness of FFE program on the participants; yet, few research has been conducted in Japan for program verification as well as to examine its impact on the leaders. Also, the program components that contribute to the effectiveness have not identified.

Findings:

Program implementation process includes formal components, such as “program frame” and “procedures” as well as ideal components, such as “attitude” and “diligence”. The study suggests that knowledge acquisition, reduced anxiety and burden, improvement of self-efficacy, as well as empowerment are the program effectiveness that both participants and program leaders experience. It also suggests those features that bring positive impacts on the group interact with each other.

Methods:

< Overview >

Three surveys were given to eighteen family associations that participated in FFE program in 2010 in order to examine process: outcome assessment; advisor investigation; and family association survey.

< Outcome Assessment >

Questionnaire surveys were conducted with FFE participants and leaders at two points in the process: at the beginning of the FFE course (pre-survey) and at the point of course termination (post-survey). This survey used standardized scale to measure “understanding of mental illness”, “understanding of mental health system”, “anxiety”, “burden”, “self-efficacy”, and “empowerment”.

< Advisor Investigation >

Advisors conducted observational investigations using check sheet in order to determine achievement state of FFE in Japan. The advisors are the family members who have previously participated in FFE as leaders; their role is to offer support to the program participants from outside of the group. They visited each FFE meetings and evaluated the program achievement level by observing the performance of the group.

< Family Association Survey >

Representatives of each family association filled in the retrospective questionnaire at the end of the program, which asks level of achievement throughout the course from preparation to termination.

Results:

The data shows reduced anxiety and improvement of self-efficacy of both the participants and the leaders; it also shows increased leaders' empowerment. Covariance analysis shows that leaders' self-efficacy and one factor of empowerment score is higher than the participants' score. "Procedure" as a formal component as well as "attitude", "diligence", and "operation" as ideal components are associated with improving participants' "understanding of mental health system", "burden", "self-efficacy", and "empowerment". "Program frame" as a formal component has an impact on decreasing leaders' "anxiety" and "burden".

Discussion:

This study reveals that the FFE program is more effective for a family member of a person with mental illness, when attending not only as a participant but also as a leader. Also, it indicates significance of ideal components as well as "program frame" and "procedure" as formal components for conducting FFE. It is necessary to examine the impact of the program on the family association members for more effective implementation.

【審査結果の要旨】

I 論文の構成と内容

二宮論文は、精神障害を持つ人の家族を対象とした効果的なピアサポートプログラム「家族による家族教育」モデルの形成評価に関して、既存のプログラムの妥当性、汎用性を、提供者に対する効果を中心として検討した。用いている尺度も、参加者と同じものを用いて、提供者への効果がどのような側面で、従来の参加者のみの場合と異なるかを明確にしようとしている。これらの結果に対する考察を踏まえ、新たなモデルを提案した。また、提供者の変化として、不安の減少、自己効力感等の得点が上昇していることが示されているが、そのことへの考察をふまえ、参加者、提供者両者への効果を見据えたプログラムの構築という側面について、新たな理論的なモデル構築を行っており、高く評価できる。また、今後の汎用化への寄与を考えると、社会的意義も高いと考えられる。特に、提供者と参加者という立場の違いが、スパイラルな様相をなして、相互に影響しあい、家族教育が深下していくとのオリジナルなモデル図（「参加者・利用者効果の螺旋現象」）を構築した功績は大きいと言える。

このように、本論文は、きわめて意義・オリジナリティの高い論文であり、精神障害を持つ人の家族を対象とした効果的なピアサポートプログラム「家族による家族教育」という今後さらに重要となる領域に対する基礎的資料を提供する論文として高く評価できる。

II 論文審査の方法と結果

1 審査手続きと審査委員の構成

博士論文審査は、日本社会事業大学大学院学則、同学位規定及び博士後期課程修了細則に基づき、第3次予備審査と博士論文最終審査から成り立ち、審査委員は、社会福祉学研究科委員会にて認められた、大学院博士後期課程担当の専任教員5名により担当した。5名の氏名と専門分野は以下のとおりである。

審査委員長 藤岡 孝志 子ども家庭福祉、心理学

審査委員（主指導教員） 大島 巍 精神障害者福祉、福祉プログラム評価

審査委員（副指導教員） 佐藤 久夫 障害者福祉

審査委員 大橋 謙策 地域福祉、社会福祉学理論

審査委員 北島 英治 ソーシャルワーク

2 審査の経過

2011年10月31日までに提出された第3次予備審査博士論文について5名の審査委員がそれぞれ精読し、12月17日の公開口述試験を受けて、指摘事項・修正の指示書を審査委員長が作成し、1月末日を締め切りとして修正を認め、審査委員会は、修正された論文の提出を受けて審査を行い、現時点での合格が4名、微修正を求めるが合格が1名という結果であった。微修正に関しては、本論文における「家族」の位置づけ、また、根幹をなす「家族による家族教育」における教育に関する明記を求めたものであり修正可能とした。この結果を共有し、5名の審査委員が「第3次予備審査評価表（個別表）」を提出し、審査委員長が「第3次予備審査評価表（総括表）」としてとりまとめ、2012年2月7日の社会福祉学研究科委員会において合格を提案し、了承された。

次いで、2月20日までに最終審査申請論文が提出され、審査委員会は、海外文献の引用及び英語での学会発表の実績や社会福祉領域の知識が十分であると認め、最終審査での口述試験を行う必要ないと判定した。これらをふまえ、審査委員5名全員連名による「最終審査評価表」が作成され、2012年3月1日の社会福祉学研究科委員会に審査結果を提案し、了承・議決を得た。

日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科は、上記の手続きを経て、2012年3月16日に、二宮史織に対し、「博士（社会福祉学）」の学位を与えることとした。

3 審査の内容

第3次予備審査では、①研究目的の明確さと重要性、②研究方法、分析方法、論述の適切さ、③研究結果のオリジナリティと社会的意義、④その他の4項目ごとに評価がなされている。最終審査では、英語力・社会福祉の基礎知識等を含めた社会福祉学としての総合評価がなされている。

(第3次予備審査)

【総合評価】

本研究は、精神障害を持つ人の家族を対象とした効果的なピアサポートプログラム「家族による家族教育」モデルの形成評価に関して、既存のプログラムの妥当性、汎用性を、プログラムの提供者に対する効果を中心として検討している。

本研究では、プログラムの提供者に対して使用した尺度も、従来から使われている妥当性・信頼性が検討されている参加者に対するものと同じものを用いて、提供者への効果がどのような側面で、従来の参加者のみの場合と異なるかを明確にしようとして

いる。これらの結果に対する考察を踏まえ、新たなモデルを提案した。

本研究における「家族」、「専門職」の位置づけ、統計解析に関する記述の仕方（尺度の信頼性・妥当性等）、ヘルパー・セラピー原則の本研究における位置づけ、モデル構築に向けてのオリジナリティの明確化など、本研究が検討するべき課題に対して、丁寧に向き合い、筆者の独自の観点に基づいて記述することができている。これらを踏まえても、博士論文としての域に十分達しているとの評価を得た。また、モデル構築に向けてのデータ解析との関係性の明確化、新たなモデル図（「参加者・利用者効果の螺旋現象」）の提案なども、第3次予備審査に向けて明確に記述されていた。

本論文における「家族」の位置づけ、また、根幹をなす「家族による家族教育」における教育に関する論考についても、多くの紙面を割いての論述を試みており、この点も博士論文の域に達していると評価された。

以上から勘案し、本論文はきわめて研究の社会的意義が大きく、オリジナリティも高い論文であると評価する。

【1. 研究目的の明確さと重要性】

精神障害を持つ人の家族を対象とした効果的なピアサポートプログラム「家族による家族教育」について、全国18箇所に及ぶ広範囲な対象に対して検討しており、その研究の目的は明確であり、今後のプログラムの発展に寄与しうる研究として評価できる。また、ヘルパー・セラピー原則を基礎においているとして、その位置づけも明確に記述されている。プログラム全体の枠組みなども明確に記述されていた。

精神障害を持つ人の家族を対象とした効果的なピアサポートプログラム「家族による家族教育」について、今後のプログラムの発展に寄与しうる重要な研究として評価できる。

【2. 研究方法、分析方法、論述の適切さ】

調査項目を、参加者と提供者で同じものを使った積極的な理由について明確に記述した。また、既存の尺度を翻訳して使う場合の、何をどこまで行ったのか、新たに因子分析を行ったのかなどの記述も詳しく行っている。

統計的な手法についての、手続き結果の論述なども適切であり、科学的な方法論についての検討及び、記述についても、博士論文として、十分な域に達している。

【3. 研究結果のオリジナリティと社会的意義】

本研究は、既存のプログラムの妥当性、汎用性を、提供者に対する効果を中心として検討している。提供者の変化として、不安の減少、自己効力感等の得点が上昇

していることが示されているが、そのことへの考察をふまえ、参加者、提供者両者への効果を見据えたプログラムの構築という側面について、新たな理論的なモデル（「参加者・利用者効果の螺旋現象」）構築を行っており、オリジナリティという面について高く評価できる。また、今後の汎用化への寄与を考えると、社会的意義も高いと考えられる。

（最終審査評価）

論文の審査は第3次予備審査の結果「合格」をもって、最終審査の結果とする。英語力については、海外文献の引用数の多さ、英語での研究論文の作成、及び発表等を勘案し、口述試験は省略する。社会福祉の知識については、博士論文の中に見られた福祉に関する総合的な記述等を鑑み、その見識を十分にうかがい知るものであった。十分な知識を有していると認め、博士（社会福祉学）に値するものと審査委員全員が一致して評価した。

氏名 廣瀬 圭子

学位の種類 博士（社会福祉学）

学位記番号 甲第 44 号

学位記授与の日付 平成 24 年 3 月 16 日

学位授与の要件 学位規則第 4 条第 1 項該当

学位論文題目 夜間訪問介護サービスに着目した家族介護者への介護
支援に関する研究
－国際生活機能分類（ICF）を理論枠組みとして－

論文審査委員 審査委員長 中島 健一
審査委員 児玉 桂子
審査委員 佐藤 久夫
審査委員 今井 幸充
審査委員 植村 英晴

【論文内容の構成及び要旨】

夜間訪問介護サービスに着目した家族介護者への介護支援に関する研究
－国際生活機能分類（ICF）を理論枠組みとして－

日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科博士後期課程 廣瀬圭子

【研究目的と対象】

本研究の目的は、住み慣れた地域での生活を望む要介護高齢者の家族について、国際生活機能分類（ICF）の視点から検討を行い、効果的な介護支援のあり方を示すことである。

本研究の対象者は、在宅で要介護高齢者と同居する家族介護者を対象とする。また、高齢者の在宅生活を支える介護資源の現状を把握するために、家族介護者が介護する高齢者が利用する訪問介護サービス提供事業者も研究の対象とする。

【本論文の構成と概要】

本論文は、序章を含め、全6章構成で構成される。具体的には以下のとおりである。

序 章

第1章 先行研究と研究目的

第2章 家族介護者への居宅介護サービスの効果 <調査1－分析1>
居宅介護サービスを利用する家族介護者の介護状況に関する分析

第3章 家族介護者への居宅介護サービスの効果 <調査1－分析2>
家族介護者の睡眠の質に影響を及ぼす夜間介護行為と居宅介護サービスに関する分析

第4章 夜間対応型訪問介護事業所の現状と課題 <調査2>

第5章 総合考察

序章では、研究の背景および研究の課題を述べ、本論の研究の全体構成を概観する。

第1章では、要介護高齢者の在宅生活を取り巻く環境と地域包括ケアシステムにおける夜間訪問介護サービスの必要性について明らかにする。次に、在宅要介護高齢者の家族の介護負担と訪問介護サービスに関する研究を取り上げ、今後の夜間訪問介護サービスの充実に向けた研究の枠組みと方向性について文献考察を行う。その上で、本研究の理論的背景を明らかにし、本研究の位置づけを示す。

第2章では、家族介護者と訪問介護事業所に対する質問紙調査を実施し、夜間訪問介護サービスに着目しながら、居宅介護サービスの「家族介護者の睡眠健康と活動および参加」への影響を明らかにし、根拠となる各サービス提供による要介護高齢者および家族介護者への効果について討検する。

第3章では、家族介護者の効果的な支援についての指標を得るために、第2章で明らかにした「家族介護者の夜間介護行為の現状」と「各居宅介護サービスの効果」の結果を活用し、ひとつひとつの要因に対して、ICFを援用した家族介護者の夜間介護環境モデルに基づく介護支援に向けた分析検討を行う。

第4章では、高齢者や家族介護者を支える地域の介護サービス環境を考察するために、介護環境の背景調査として、安定した事業の運営が困難とされる夜間対応型訪問介護事業所に対する聞き取り調査を実施した。本章では、地域におけるサービス環境確保のために、夜間対応型訪問介護事業所の現状と課題解決への取り組みを明らかにする。

第5章では、総合考察として、第1章から第4章によって明らかとなった研究結果を統括し、本研究によって最終的に得られた結論と成果を述べる。

【各章の概要】

第1章 先行研究と研究目的

超高齢社会を迎えたわが国の高齢者福祉政策は、住み慣れた地域での生活を継続するために介護支援システムの構築が進められている。本研究の対象者である家族介護者に関する先行研究を概観した結果、介護サービスの利用の有無や、各種サービスとの関連性の指摘にとどまり、居宅介護サービスの介入による効果検証といった視点で検討されたものは少ないことがわかった。また、高齢者の在宅生活を支えている家族介護者に着目し、ICFの視点から、詳細な介護支援の検討を行ったものはない。

本研究では、要介護高齢者の在宅生活継続の重要な環境因子として、家族介護者を対象とした。また家族介護者の介護による第三者の障害の予防のため、健康を考慮した介護支援について研究を行う。

その上で家族介護者を取り巻く介護資源としての訪問介護事業所を対象とする調査と、在宅介護を実施している家族介護者の介護状態に関する調査を実施する。調査結果より、夜間介護サービスを含む公的な介護支援が、家族介護者の健康と社会参加に影響を与え、要介護高齢者の在宅生活の維持につながるという研究仮説を検証する。また、要介護高齢者の介護状態と居宅介護サービスの利用との関連性の強さを検討し、効果的な介護支援環境を明らかにする。

序章では、以上のような研究背景と研究の目的について述べた。

第2章 家族介護者への居宅介護サービスの効果 <調査1－分析1>

居宅介護サービスを利用する家族介護者の介護状況に関する分析

居宅介護サービスを「家族介護者の睡眠健康と社会活動」の側面から検討を行うために家族介護者と訪問介護事業所に対する質問紙調査を実施した。本章の目的は、第一に、夜間訪問介護サービスを利用する家族介護者の特徴を明らかにする。第二に、家族介護者の要介護高齢者への夜間介護行為の現状と要介護高齢者への居宅介護サービス提供の現状を明らかにする。第三に、居宅介護サービスの利用が及ぼす家族介護者の睡眠健康および参加への影響を明らかにすることである。

調査の結果、夜間訪問介護サービスを利用する家族介護者の特徴としては、家族介護者は夜間の時間帯においても介護を実施しており、特に排泄関連の身体的に重労働の介護行為が多く行われていた。また、訪問介護サービスの必要性は、夜間だけでなく昼間の介護も必要であった。また、利用者の特徴としては、夜間の介護負担が高じて健康状態が悪化してから利用する傾向がみられ、予防的なアセスメントの必要性が示された。

要介護高齢者への居宅介護サービス提供の現状からは、サービス利用計画の策定が、介護ニーズのアセスメント結果というより、要介護区分に応じた基準限度額に合わせた計画の策定になりやすい傾向が明らかとなった。根拠あるニーズの把握のためには、家族介護者の介護必要度に関して、家族介護者の身体的・精神的負担を予測するために、ICFの概念枠組みを用いたアセスメントが有効である。

第3章 家族介護者への居宅介護サービスの効果 <調査1－分析2> 家族介護者の睡眠の質に影響を及ぼす夜間介護行為と居宅介護サービスに関する分析

本章では、家族介護者の効果的な支援についての指標を得るために、前章の「家族介護者の夜間介護行為の現状」と「各居宅介護サービスの効果」の結果を活用し、ひとつひとつの要因に対して、効果的なICFを援用した家族介護者の夜間介護環境モデルに基づく分析検討を行った。目的は、以下の2点とした。第一に、家族介護者の睡眠の質および社会参加に影響を及ぼす居宅介護サービスおよび夜間介護行為の特徴を明らかにする。第二に、家族介護者の睡眠の質に着目しながら、提供されている居宅介護サービスの組み合わせの特徴を明らかにする。

研究の結果、夜間訪問介護を含む介護サービスの家族介護者への介護負担軽減の効果に関しては、一般的にレスパイトケアとされるサービスには、期待されたほどの効果は確認されず、実際の介護を家族に代わり実施しなければ、健康に影響を与えるまでの効果が得られないことが明らかとなった。

第4章 夜間対応型訪問介護事業所の現状と課題 <調査2>

家族介護者を取り巻く介護資源としての訪問介護事業所を対象とする調査を実施し、夜間対応型訪問介護サービス事業所の運営課題に対する取り組みから、本事業における効果的かつ具体的方策を明らかにすることを目的とした。

調査の結果、夜間対応型訪問介護事業所の現状は、システムやサービスの内容よりも、事業運営上の問題が障害となり地域における介護資源としての整備が進んでいないことが明らかとなった。また、その課題解決法としては、夜間対応型訪問介護サービス事業所の運営課題に対する取り組みから、介護ニーズを適切に評価し『利用者の確保』に努めること、『スタッフの人材確保』を行い、夜間の時間帯にサービスを提供できる経営努力が必要であること、『他事業所（サービス）との連携』によって、安心安全のサービスの提供を実施することが重要であることを明らかにした。

第5章 総合考察

現在WHOが適応領域として概念の拡大を提案しているICFの「第三者の障害」の概念を、要介護高齢者の家族介護者に援用し、その関連性を実証するために研究を行った。

本研究結果、「夜間介護行為」の影響が確認でき、さらに、家族介護者の睡眠健康に影響を与える夜間介護の内容を明らかにすることができた。

この成果は、ICFの視点での夜間介護行為の内容をアセスメントすることで、家族介護者の「第三者の障害」を予測することを実証するものであった。

要介護高齢者に家族介護者がいない（独居世帯）場合は、高齢者自身のICFアセスメントを行い支援内容を決定する。家族介護者がいる場合は、第三者の障害の有無を確認し、第三者の障害の危険性がない場合、高齢者に対するアセスメントを中心に実施し、危険性がある場合は、高齢者及び家族介護者のICFアセスメントが必要であると考える。

ICFの視点に基づき、要介護高齢者の介護環境として家族介護者として家族介護者を位置づけることにより、家族介護者の健康を保つことも、在宅生活の継続にとって重要な要介護高齢者の環境整備であることが明らかとなった。

Abstract

A Study on Support for Family Caregivers with a Focus on Night home care Services

-Based on International Classification of Functioning, Disability and Health (ICF)
as theoretical framework-

Keiko HIROSE

Purpose :

The purpose of this study is to study families of elderly persons in need of nursing care who want to continue to live in the community where they have gotten used to from the viewpoint of International Classification of function, Disability and Health and to imply what effective nursing care support should be.

Object :

The object of this study is family caregivers who live at home with elderly persons in need of nursing care. And providers of home-visit nursing care service used by elderly persons cared by their family caregivers were covered in order to grasp the present condition of resources of nursing care supporting living at home of elderly persons.

Methods :

In the introductory chapter, the author stated the background and issues of this study and surveyed the structure of the main subjects.

In Chapter one, One, to reveal the care environment of elderly in need of care; and two, to clarify the necessity of home-visit care service in nighttime especially, among the care services .The method is to review literature about care support of elderly in need of care and family caregivers.

In Chapter two, the author conducted questionnaire investigation into family caregivers and agencies of home-visit nursing care, revealed influences of home-visit nursing care service on “sleeping health, activities and participation of family caregivers”, aiming at home-visit nursing care service at nighttime, and discussed the effects of providing each service on elderly persons in need of nursing care and their family caregivers as the evidence.

In Chapter three, analyzed each factor aiming at nursing care support, on basis of the Nursing Care Environment at Nighttime Model of family caregivers adopting ICF, exploiting the result of “the present condition of acts of nursing care at nighttime of family caregivers” and “effects of each home-visit nursing care service” which were revealed in Chapter three.

【審査結果の要旨】

I 論文の構成と内容

廣瀬論文は、夜間訪問介護サービスに着目した家族介護者への介護支援の効果を分析した論文である。家族介護者の疲労・苦労を ICF の考え方による「第三者の障害」と位置づけ、環境としての夜間訪問介護サービスが心身機能としての睡眠の質及び余暇活動等への参加に影響を及ぼし、健康状態全般に影響するという ICF を援用した理論仮説を構築し、客観的データを用いて証明している。論文の構成として、まず我が国の高齢者介護の現状について詳細に述べ、家族の介護負担・介護負担軽減支援、高齢者の要介護状態と介護サービス等に関する先行研究を不足なくレビューしている。レビューのまとめとして、家族の介護負担に関する支援としての夜間訪問介護サービスの効果ややり方に関する実証的研究の必要性を述べている。調査・分析は、家族介護者への居宅介護サービスの効果として、居宅介護サービスを利用する家族介護者の介護状況に関する分析と家族介護者の睡眠の質に影響を及ぼす夜間介護行為と居宅介護サービスに関する分析を行い、加えて、夜間訪問介護事業所の現状を調査して課題解決への取り組みを分析している。総合考察としては、ICF を援用して、家族支援のあり方、昼夜合同ケアプランの作成等の事業者のあり方等、オリジナリティのある考察を丁寧に行っている。

このように、本論文は、きわめて意義・オリジナリティの高い論文であり、質的にも要介護高齢者を自宅で介護する家族への支援のあり方に基礎的資料を提供する論文として高く評価できる。

II 論文審査の方法と結果

1 審査手続きと審査委員の構成

博士論文審査は、日本社会事業大学大学院学則、同学位規定及び博士後期課程修了細則に基づき、第3次予備審査と博士論文最終審査から成り立ち、審査委員は、社会福祉学研究科委員会にて認められた、大学院博士後期課程担当の専任教員 5 名により担当した。5名の氏名と専門分野は以下のとおりである。

審査委員長 中島 健一 高齢者福祉論、心理学

審査委員（主指導教員） 児玉 桂子 高齢者福祉論、住居・環境学

審査委員（副指導教員） 佐藤 久夫 障害者福祉論

審査委員

今井 幸充 高齢者福祉論、精神医学

審査委員

植村 英晴 障害者福祉論

2 審査の経過

2011年10月31日までに提出された第3次予備審査博士論文について5名の審査委員がそれぞれ精読し、12月17日の公開口述試験を受けて、指摘・修正の指示書を審査委員長が作成し、1月末日を締め切りとして修正を認めた。

(指摘・修正指示事項の主な内容)

1月末日までに①修正論文、②指摘・修正指示と修正・加筆内容の対照表を各審査委員に提出すること。なお、修正指示については必ずしも指示に従う必要はなく、その場合は、対照表に理由を論理的に記述すること。

- ① ICF枠組みを準用するのであれば、ICFモデルに忠実に説明すること。
- ② ICF枠組みを準用しての考察を深めること。
- ③ 家族支援への資源として、事業所の課題等を明らかにすること。
- ④ 事業所の役割、課題、今後の展開（具体的な対策）について考察を深めること。

審査委員会は、1月末日までに提出された修正された修正論文の提出を受けて審査を行い、以下の判定基準で評価を行った。

- ・判定1 合格とする。
- ・判定2 微修正を求めるが、合格とする。微修正の結果については主査に一任する。
- ・判定3 大きな修正が必要と認められるので、今回は不合格とする。

その結果、判定1が4名、判定2が1名という結果であった。微修正に関しては、調査対象数と分析対象数の違いに関する明記を求めたものであり修正可能とした。この結果を共有し、5名の審査委員が「第3次予備審査評価表（個別表）」を提出し、審査委員長が「第3次予備審査評価表（総括表）」としてとりまとめ、2012年2月7日の社会福祉学研究科委員会において合格を提案し、了承された。

次いで、2月20日に最終審査論文が提出され、審査委員会は、海外文献の引用及び英語での学会発表の実績や社会福祉領域の知識が十分であると認め、最終審査での口述試験を行う必要ないと判定した。これらをふまえ、審査委員5名全員連名による「最終審査評価表」が作成され、2012年3月1日の社会福祉学研究科委員会に審査結果を提案し、了承・議決を得た。

日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科は、上記の手続きを経て、2012年3月16日に廣瀬圭子に「博士（社会福祉学）」の学位を与えることとした。

3 審査の内容

第3次予備審査では、①研究目的の明確さと重要性、②研究方法、分析方法、論述の適切さ、③研究結果のオリジナリティと社会的意義、④その他の4項目ごとに評価がなされている。最終審査では、英語力・社会福祉の基礎知識等を含めた社会福祉学としての総合評価がなされている。

(第3次予備審査)

【総合評価】

高齢者を介護する家族に対する支援は、介護保険制度においてショートステイサービス・デイサービスや夜間訪問看護介護サービスがあるが、その必要性や効果を科学的に検証した論文は少ない。本論文は、ICF（国際生活機能分類）の「第三者の障害」概念を援用して、過度な介護負担が睡眠障害や参加への障害となり、身体的健康にも害を及ぼし、結果として在宅介護の継続困難へ結びついていくという道筋を検証・考察している。また、夜間訪問介護サービス事業者への調査を通して、サービス提供に関する困難を明らかにするとともにこれからのあるべき姿を提案している。このように、本論文はきわめて研究の社会的意義が大きく、オリジナリティも高い論文であると評価する。

【1. 研究目的の明確さと重要性】

ICFの枠組みを援用し、2つの調査を通して、夜間訪問介護の有用性と事業者のあり方を実証的に考察するという本論文の研究目的は、明確であり今後の高齢者介護の課題解決に向けてきわめて意義が高いと評価できる。

【2. 研究方法、分析方法、論述の適切さ】

アンケートとインタビューによる調査を実施しており、その方法、分析、結果の提示は適切であり、問題はみられない。ICFの概念を分析の枠組みとして活用しており、無理のない結論と今後の課題を導いている。

【3. 研究結果のオリジナリティと社会的意義】

このような研究は従来行われてこなかったことから、オリジナリティはきわめて高く、このような実証的データと考察が社会に及ぼす意義は大きいと判断できる。

(最終審査評価)

論文の審査は第3次予備審査の結果「合格」をもって、最終審査の結果とする。

英語力については、海外文献の引用数の多さ、英語での学会発表等を勘案し、口述試験は省略する。社会福祉の知識については、社会福祉士の国家資格を有しつつ十分な知識を有していると認め、博士（社会福祉学）に値するものと審査委員全員が一致して評価した。

氏名 松永 千恵子

学位の種類 博士（社会福祉学）

学位記番号 甲第 45 号

学位記授与の日付 平成 24 年 3 月 16 日

学位授与の要件 学位規則第 4 条第 1 項該当

学位論文題目 知的障害者グループホーム利用者の利用継続を促進/阻害する要因に関する研究

論文審査委員 審査委員長 佐藤 久夫
審査委員 阿部 實
審査委員 植村 英晴
審査委員 藤岡 孝志
審査委員 児玉 桂子

【論文内容の構成及び要旨】

知的障害者グループホーム利用者の利用継続を促進/阻害する要因に関する研究

日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科
松永千恵子

第1章 研究の目的と構成

障害者の生活の場は日本政府の脱施設化により、近年、グループホーム（広義のグループホーム、以下「グループホーム」と記す。）がその存在感を増している。しかし、グループホームでの生活が中断される場合、利用者の希望に沿った“いい出て行き方”もあるが、“不本意ながら出て行く利用者”も存在するであろう。「もっと住んでいたかった」、「何故、ここに住めないので？」と思いつつ“不本意ながら出ていく利用者”には、何らかの適切な最善の支援によっては生活継続の可能性がある。そこで本論文では、知的障害者のグループホームの利用継続を促進あるいは阻害する要因を明らかにし、不本意ながらグループホームでの生活継続を断念することのないよう、それらの人の生活を支える当事者の立場に立った対応策を検討することを目的とする。

1989（平成元）年に知的障害者地域生活援助事業として知的障害者グループホームが制度化されてから相前後して急速に多くの研究がなされてきたが、地域生活への移行を阻害する理由の研究として、渡辺(1998)の研究を除けばほとんどなされていない。グループホームのシステムから離脱した者に焦点を当てた研究は、上記の研究の不足している部分を補充し、現在、必要とされている今日的なグループホームにおける知的障害者支援とは何かを明確にする意味で重要であり、意義がある。特に、本論文のテーマで取り上げる知的障害者はその障害特性から一人暮らししが困難な状況にあり、地域生活の主たる居住場所としてグループホームでの生活が今後ますます重要になることは想像に難くない。

第2章 研究の背景と先行研究

第2章では、最初に日本よりも先に脱施設化と地域移行を実行し、かつコミュニティケア改革以降は在宅福祉サービスの提供が主となっていいる、英国の入所施設から地域の住まいへの流れを概観した。

英国では、障害者を社会的脅威とする考え方から入所施設の収容保護を中心として施策が進められていたが、4分の1世紀以前の入所施設批判を機に、政府により知的障害者には地域の中で通常の生活を享受する権利があることや地域の通常の住居（ordinary house）が住まいとして適当であるとする政府見解である、「ジェイ報告」が示され、脱施設化から地域生活移行が展開されていった。グループホームは、この地域の通常の住居（ordinary house）の一つの形態に含まれている。またグループホームを含む住居の斡旋や地域生活を支えるサービス提供は、同時に進行していたコミュニティケア改革により民間に大きく委ねられていった。

これに対して日本のグループホームは、世界の潮流がノーマライゼーションの理念に基

づいて脱施設化、地域生活移行へと移っているにもかかわらず、入所施設と共にそのまま発展してきた。そして英国の「施設入所が必要な人でも地域でサービスを受けながら暮らす」という基本原則を示した「地域における援助（Care in the Community）」（1981）から遅れること21年、「障害者基本計画」（2002）の中で「脱施設化」が明言され、グループホームの位置づけが入所施設よりひとつ上になった感がある。然るに、グループホームは関係者から多くの課題が指摘され、「地域の住まい」としての役割、「終の棲家」としての役割を確実に果たせるのか不安定な状況にある。今後は、ノーマライゼーションの理念を尊重しながら、今まで以上に施設ではない普通の住まいとして機能するグループホームの施策が待たれている。

海外と日本の障害者グループホームに関する先行研究の外観から、海外では、「ノーマライゼーションの理念に基づいた評価」に位置づいていることに比べ、日本の先行研究の中で最も多く議論されてきた課題は「支援者（世話人）の業務内容とバックアップ施設による支援体制に関するもの」であり、その中身は課題に対してどのようにグループホームが機能しているのか、グループホームでの具体的な支援はどうに働いているのかという「課題解決型」の評価研究であったといえる。

先行研究の内容をまとめてみると、欧米では入所施設よりも地域の住居では本人の生活の質や自己決定の機会が向上し、適応行動は改善がみられるが不適応行動には変化がないとしている。また、グループホームに移行後、活動の場が広がり、生活に対する満足度も向上している。それに対して日本では、移行者の活動範囲が広がり満足度も高くなるが、客観的QOLは多くが改善するものの適応行動はほとんど変化が見られず、不適応行動はいくつかで悪化したとしている。

さらに欧米では地域生活は居住形態、居住人数、サービス構造、職員の関わり方などの環境要因に応じて本人の生活の質や自己決定が阻害される状況が明らかにされている。

グループホームの支援上の課題は、入居者については重度化・高齢化、入居者同士の人間関係の悪化、入居者の意思決定（意思表出）支援であるとし、それに対応できない世話人の質と量（人員数）も課題となっている。加えて家族（親）は子供の独立に対し否定的であり、かつ地域生活に対する意識も本人の施設における生活を希望し、グループホーム（地域生活）への移行についても否定的である。

以上の先行研究から本研究の仮説となるグループホームでの生活を阻害する要因は、①入居者の重度化・高齢化、②入居者同士の人間関係の悪化、③入居者の意思決定（意思表出）がうまくいかないこと、④世話人の質と量、⑤子の独立や地域移行に対する親の否定的な態度が挙げられる。

第3章 グループホーム・生活ホームからの転居者の転居要因の分析

—S県グループホーム・生活ホームからの転居調査を基に—

第3章の調査の目的は、実際、グループホームから転居した人たちの理由やそれまでの支援内容及び継続できる理由を明らかにし、対応策を検討すること、先行研究から得た仮説の検証、本調査結果を仮説として全国調査の質問項目を設定することである。

研究方法

研究方法は同様の目的の研究があまりなされていないことから探索的手法として、S県

の国の事業の知的障害者地域生活援助事業（以下、「グループホーム」と記す。）S県単独事業の生活ホームを持つ団体を対象に世話人及び関係者8人に実施するという方法を探る。インタビューの調査期間は、2005（平成17）年12月～2006（平成18）年7月である。データはすべて録音され、逐語記録化されている。インタビュー調査を実施するに当たり、調査の目的やデータの扱いについて説明を行い同意書にて同意を得ている。

インタビュー調査のデータの分析方法は、まず第1分析として個別分析を行い、転居していく人の様子が全体的に把握できるように年齢、性別、障害種別・重複の障害あるいは疾病、障害程度、就労状況、入居期間、転居理由の7項目を設定し一覧表にまとめた。

表1 8団体転居者一覧

団体	年齢・性別	障害種別、重複の障害あるいは疾病	障害程度	就労状況	入居期間	転居理由
1 B	男性・20歳代後半	知的障害、自閉症	C	一般的就労	2年	疾患(情緒不安定、体調不良)
2 B	女性・40歳代前半	知的障害、重複障害なし	A	福祉就労	7年	疾患により入院、死亡
3 C	女性・50歳代前半	知的障害(ダウン症)、認知症	A	福祉の就労	2年	疾患により入院
4 C	男性・50歳代後半	知的障害、精神障害	B	福祉の就労	3年	疾患により入院、死亡
5 C	女性・40歳代後半	知的障害(ダウン症)、認知症	A	福祉の就労	3年	疾患により入院、死亡
6 C	女性・40歳代後半	知的障害(ダウン症)、認知症、糖尿病	A	福祉の就労	8年	疾患により入院、死亡
7 C	男性・30歳代後半	知的障害、精神障害	C	一般的就労	8ヶ月	疾患により入院
8 E	女性・70歳代前半	精神障害、認知症	不明・手帳なし	無職	6年	疾患により入所施設へ
9 E	女性・70歳代前半	精神障害、重複障害なし	不明	一般的就労	4年	疾患により入院、死亡
10 F	男性・40歳代前半	知的障害、重複障害なし	B	福祉の就労	3年	疾患により入院
11 F	男性・40歳代後半	知的障害、精神障害(薬物・アルコール)	B	一般的就労	6年	疾患により入院
12 F	男性・60歳代前半	知的障害、重複障害なし	愛の手帳3度	生活保護受給	5年	疾患により入所更生施設へ
13 F	女性・50歳代後半	知的障害、てんかん、認知症	B	福祉の就労	14年	疾患により入所更生施設へ
14 F	女性・30歳代前半	知的障害、精神障害、認知症	B	福祉の就労	4年6ヶ月	疾患により入所更生施設へ
15 H	女性・50歳代後半	知的障害、精神障害	B	一般的就労	5年	疾患により入院
16 H	女性・40歳代後半	知的障害、脳膜炎	B	一般的就労	10年	疾患により入所更生施設へ
17 H	男性・60歳代前半	知的障害、てんかん	B	福祉の就労	4年	疾患・障害により入所更生施設へ
18 D	男性・30歳代前半	知的障害、身体障害	B	福祉の就労	12年	障害の重度化により入所施設へ
19 A	女性・30歳代前半	知的障害、重複障害なし	B	一般的就労	8年6ヶ月	本人の希望・アパートへ
20 B	女性・20歳代前半	知的障害、重複障害なし	C	福祉就労	4年6ヶ月	本人の希望・施設へ
21 C	男性・30歳代前半	知的障害、重複障害なし	B	一般的就労	15年	本人の希望・アパートへ
22 C	男性・20歳代前半	知的障害、重複障害なし	C	福祉の就労	1年	本人の希望・自宅へ
23 D	男性・30歳代後半	知的障害、重複障害なし	C	一般的就労	4年1ヶ月	本人の希望・アパートへ
24 E	男性・50歳代前半	精神障害、重複障害なし	不明	生活保護受給	3ヶ月	本人の希望・アパートへ
25 E	女性・40歳代前半	精神障害	2級	一般的就労	2年6ヶ月	本人の希望・アパートへ
26 F	女性・30歳代前半	知的障害、発達障害(自閉症)	愛の手帳4度	福祉の就労	6年	本人の希望・自宅へ
27 F	女性・30歳代前半	知的障害、重複障害なし	B	福祉の就労	4年6ヶ月	本人の希望・アパートへ
28 G	男性・40歳代後半	知的障害、重複障害なし	B	一般的就労	2年	本人の希望・自宅へ
29 H	女性・60歳代後半	知的障害、肢体不自由、精神障害	B	福祉の就労	5年	本人の希望・入所更生施設へ
30 H	男性・30歳代後半	知的障害、重複障害なし	B	福祉の就労	6年	本人・家族の希望・入所更生施設へ
31 F	女性・50歳代後半	知的障害、重複障害なし	B	一般的就労	25年	本人の希望・結婚
32 F	女性・40歳代前半	知的障害、重複障害なし	A	福祉の就労	25年	本人の希望・結婚
33 F	女性・40歳代前半	知的障害、身体障害(視覚障害)	B、身体障害2級	一般的就労	5年	本人の希望・結婚
34 A	男性・30歳代前半	知的障害、てんかん	B	一般的就労	7年7ヶ月	反社会的行動(窃盗)自宅へ
35 B	男性・10歳代後半	知的障害、重複障害なし	C	福祉の就労	6ヶ月	反社会的行動(窃盗)暴力事件)
36 D	男性・30歳代前半	知的障害、重複障害なし	C	福祉の就労	13年6ヶ月	反社会的行動(窃盗)入院中
37 F	男性・40歳代後半	知的障害、重複障害なし	B	福祉の就労	4年	反社会的行動(放火事件)入所更生施設へ
38 F	男性・40歳代後半	知的障害、重複障害なし	B	福祉の就労	5年	反社会的行動(放火浪費)入所更生施設へ
39 F	女性・50歳代前半	知的障害、重複障害なし	B	一般的就労	2年	反社会的行動(窃盗)服役中
40 B	女性・30歳代前半	知的障害、重複障害なし	A	福祉の就労	1年	行動障害(問題行動)
41 B	男性・40歳代前半	知的障害、高次脳機能障害	C	福祉の就労	4年6ヶ月	行動障害(問題行動)
42 G	女性・40歳代後半	知的障害、身体障害	A	一般的就労	3年	行動障害(問題行動)
43 F	男性・20歳代前半	知的障害、精神障害なし	B	福祉の就労	1年	人間関係の不和、行動障害
44 F	男性・60歳代後半	知的障害、重複障害なし	B	一般的就労	14年	死亡
45 F	女性・40歳代前半	知的障害、心因性の歩行障害	愛の手帳3度	一般的就労	3年	死亡
46 F	男性・50歳代前半	知的障害、重複障害なし	愛の手帳4度	一般的就労	19年	事故により入院
47 B	男性・30歳代前半	知的障害、てんかん	B	一般的就労	1年6ヶ月	その他
48 G	女性・30歳代後半	知的障害、重複障害なし	マルA	一般的就労	3年	その他
49 G	女性・50歳代後半	知的障害、重複障害なし	A	一般的就労	3年	その他

第2分析方法は定性的(質的)コーディングを行った。

結果

分析結果から、グループホームでの生活を阻害する要因として「疾病・高齢」、「本人の希望」、「反社会的行動」、「行動障害」、「人間関係の不和」が得られた。また、「促進要因」は、身体障害のある人には「バリアフリー化」、そして反社会的行動や行動障害のある人には、「世話人の質」であることが分かった。

まとめ

先行研究から導き出された仮説には、①入居者の重度化・高齢化、②入居者同士の人間関係の悪化、③入居者の意思決定(意思表出)がうまくいかないこと、④世話人の質と量、⑤子の独立や地域移行に対する親の否定的な態度があったが、①入居者の重度化・高齢化、

②入居者同士の人間関係の悪化については、④世話人の質と量のうちの質については仮説が適切であったことが証明された。

ICF 事例分析

この他に、第 3 章のデータを用い 49 事例のうち、転居理由が同じものの中から典型的な事例として疾病、本人の希望、反社会的行動、行動障害、人間関係の不和を選び出し、対象事例について世話人および関係者に追加の調査を行い、中身を捕捉し、再度、事例 1 ~ 5 としてまとめた。事例をまとめると当たっては、事業所の担当者から本人に事例の内容を説明していただき、本研究に使用して良いかどうかの意思を確認し、使用の許可を文書により得た。すでに事例の本人が死亡している場合は、事例を文書で送付し事業所の担当者に使用の許可を得た。調査期間は、2006（平成 18）年 5 月から 2007（平成 19）年 3 月までである。さらにそれらの事例を国際生活機能分類（ICF）で分析し、関係図式化を図った ICF の分析により、それぞれ ICF による分析を行い、関係図式化を試みた。この図からは、マイナスの部分に働きかけることが明瞭であり、支援者はその部分に焦点を当てた支援を行うことが重要であることが分かった。

第4章 全国調査 障害者自立支援法に基づく共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）からの転居者の現状と課題

第 4 章では、障害者自立支援法に基づく共同生活援助（G/H）事業・共同生活介護（ケアホーム）事業からの転居者の状況に関する現状と課題の把握のために全国調査を行う。博士論文のテーマである、知的障害者グループホーム利用者の利用継続を促進/阻害する要因に関する研究のためには、現在、G/H およびケアホームが 3 障害一緒に利用できることになっているため、このような調査を計画した。

調査方法

本研究の調査方法は、全国の G/H・ケアホームの事業所から無作為抽出した 1,000 法人にアンケートによる郵送の調査である。詳細に把握したい答えについては、電話にて追加の調査を行った。調査期間は、2010 年 9 月 10 日から 9 月 30 日、発送数 1000 通、有効回答票 357 通、無効 18 通（期限切れを含む）、回収率 36.3% である。調査項目は、先行研究と第 3 章から得た仮説を基に①基本属性、②G/H・ケアホーム事業について、③事業の種別等、④転居者について、⑤高齢化、医療的ケア、行動障害、反社会的行動に対する必要な支援について、⑥継続して G/H・ケアホームの住居で生活できる要因とした。本調査は事実探索のための調査であり、因果の方向性を推定するような解析には向かないため、得られたデータを基に質問項目ごとの単純集計、クロス集計、数量化 3 類による分析を行った。「その他」と自由記述の分析には、KJ 法を使用した。なお、本調査で得られたデータの分析には、SPSS Ver.15、エクセル 2010 を用いた。倫理的配慮としては、事業所には、調査票に同封した趣旨書において、数値処理を行うことから事業所名が特定されないこと、調査対象事業所リストは、パスワードを使用する情報機器によって管理されること、調査票とデータは研究終了時に廃棄することを記し、記入済み調査票の返却をもって同意を得たとみなした。なお、本調査は 2010 年 8 月の日本社会事業大学倫理委員会の審査を経て行われたものである。

結果

本調査の対象の法人では、障害者自立支援法の施行とともにG/Hとケアホームが開始され、G/Hとケアホームの2つの事業を行い、同一法人内のG/Hとケアホームの数はおよそ3か所づつまで、職員5人までの人数で事業開始からこれまでG/H入居者5~9人まで、ケアホームでは10人までの援を行っている、という姿が伺える

知的障害者の転居している人数は、4障害の中で一番多い。また、知的障害者の転居理由は、「家族の希望」、「人間関係の不和」のこの2つが大きな理由であることが明らかとなった。さらに身体障害者の転居理由第1位は「医療的なケアが必要」、精神障害者は「医療的なケアが必要」、発達障害者「家族の希望」となっている。身体障害、精神障害とは全く異なる転居理由である点が分かった。また、クロス集計の結果からは、国家資格を持つ専門職よりはグループホームの入居者に対応できる能力、資質のある職員を求めていることが分かった。数量化3類の分析結果からは、高齢、医療的ケア、反社会的行動、行動障害への今後の対応と長期間住み続けられるための支援に必要な事柄として、グループホームの職員数への対応、建物のバリアフリー化、職員の教育、制度・施策、施設内の人間関係の5つが把握できた。数量化3類の分析結果は独立関係にあるので、職員の人数に問題があると答えた人は職員の教育に対して印をつけていないということになる。

第5章 総合考察、結論、本研究の今後の課題

知的障害者のグループホームでの「阻害要因」には、「家族の希望（家族的な要因）」、「人間関係の不和（個人的な要因）」、「制度・政策（社会的な要因）」が大きく働き、グループホームでの生活の継続を促す「促進要因」には「職員数の増加」、「職員教育の充実」、「バリアフリー化」、「制度・政策の改善や国民の啓発」、「施設内の人間関係」の5つが関係していることを明らかにした。また、職員の質は、全般的な社会福祉の知識を持つ職員像を求めていているわけではなく、グループホームの入居者の障害特性に対応できる職員を求めていることも明らかとなった。

「家族の希望（家族的な要因）」の背景として「知的障害者本人がグループホームで暮らすことへの不安」、「グループホームの制度・政策自体への不安」、「知的障害者本人と別れて暮らすことに対する不安」、知的障害者本人がグループホームで暮らすことへの不安」、「グループホームの制度・政策自体への不安」には、対応策として職員数の増加、職員教育の充実、家族への丁寧な説明をお示しした。また、「知的障害者本人と別れて暮らすことに対する不安」については、親がそれまで別れて暮らしていた子供と再度、暮らすことにより安心感を得たのではないかと考えられる。

「人間関係の不和（個人的な要因）」は、その背景として第1に知的障害から来る障害特性、つまり意思表出や意思決定、コミュニケーション、理解力、判断力が困難という点があるとした。この障害特性のため、グループホームの同居者や世話人等関係者のさまざまな要求に対応することや、それらの人と折り合いと付けて暮らしていくことが困難となり、不仲に至る例が考えられる。知的障害者のグループホームの生活では、意思決定支援、意思表出支援、コミュニケーション支援がまさに必要である。この点に着目した英国の「ジェイ報告」に類似した政策が日本でも必要である。

「制度・政策（社会的な要因）」については、日本政府による報酬単価の改善や職員配置

に焦点を当てた障害者グループホームの制度・政策の変更の余地があるとした。「障害者総合福祉法」には意思決定支援を含めるとの案があり、この点に期待する。

本研究の今後の課題は、今後、知的障害者のグループホームにおける不本意な転居者の問題解決の見直しや最善で適切な支援・対応、その支援・対応を踏まえたシステムを明らかにすること、またそれらの有効性、評価の検証である。

【審査結果の要旨】

I 論文の構成と内容

松永論文の構成と内容は以下のとおりである。

(構成)

- 第1章 研究の目的と構成
- 第2章 研究の背景と先行研究
- 第3章 グループホーム・生活ホームからの転居者の転居要因の分析
- 第4章 全国調査 障害者自立支援法に基づく共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）から転居者の現状と課題
- 第5章 総合考察・結論・今後の課題

(内容)

研究の目的は知的障害者のグループホームの利用継続を促進あるいは阻害する要因を明らかにし、不本意ながらグループホームでの生活継続を断念することのないよう、それらの人の生活を支える当事者の立場に立った対応策を検討することである。また社会的意義は、利用継続の要因の分析を通じて「グループホームにおける知的障害者支援とは何か」を明確にすることである。

本研究は、国内・海外の先行研究をもとに行った質的研究・事例研究により、促進要因2項目、阻害要因5項目の仮説を導き出し、続く共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）を実施する1000か所の事業所に対する全国調査（回収率36.3%）で転居者数と仮説の相関を分析し、促進要因と阻害要因の抽出を行った。その結果、促進要因・阻害要因各5項目が抽出され、その中から知的障害者の利用継続の「阻害要因」には、「家族の希望（家族的な要因）」、「人間関係の不和（個人的な要因）」、「制度・政策（社会的な要因）」が大きく働き、「促進要因」には「職員数の増加」、「職員教育の充実」、「バリアフリー化」、「制度・政策の改善や国民の啓発」、「施設内の人間関係」の5つが関係していることが明らかにされた。また、促進要因に関連する職員の質については、国家資格を持つ職員像を求めていたわけではなく、グループホームの入居者の障害特性に対応できる職員を求めていたことも明らかにされた。

総合考察・結論では、「阻害要因」である「家族の希望（家族的な要因）」への対応として、職員数の増加、職員教育の充実、家族への丁寧、「人間関係の不和（個人的な要因）」に対しては、意思決定支援、意思表出支援、コミュニケーション支援を提示し、本人の立場に立った支援として知的障害者にはこれら意思決定支援、意思表出支援、

コミュニケーション支援 3 点が重要である点を強調した。「制度・政策（社会的な要因）」では障害者グループホームの制度・政策に変更の余地があるとした。本研究成果は、今後、障害者グループホームにおける知的障害者への支援に活かせると思われる。本研究の今後の課題は、知的障害者のグループホームにおける不本意な転居者の問題解決の見直しや最善で適切な支援・対応、その支援・対応を踏まえたシステムを明らかにすること、またそれらの有効性、評価の検証である。

II 論文審査の方法と結果

1 審査手続きと審査委員の構成

博士論文審査は、日本社会事業大学大学院学則、同学位規定及び課程博士論文審査委員会内規に基づき、第 1 次審査と第 2 次審査から成り立ち、審査委員は、社会福祉学研究科委員会にて認められた、大学院博士後期課程担当の専任教員 5 名により担当した。5 名の氏名と専門分野は以下のとおりである。

審査委員長（主査）	佐藤 久夫	障害者福祉
審査委員（副査）	阿部 實	社会福祉理論、福祉政策
審査委員	植村 英晴	障害者福祉論
審査委員	藤岡 孝志	家族福祉、心理学
審査委員	児玉 桂子	高齢者福祉論、住居・環境学

2 審査の経過

2011 年 10 月 31 日までに提出された博士論文について 5 名の審査委員がそれぞれ審査し、「第 1 次審査評価表（個別審査表）」を提出し、それを基に審査委員長が「第 1 次審査評価表（総括表）」を作成、2011 年 11 月 17 日の大学院社会福祉学研究科委員会に報告し、12 月 17 日に口述試問を公開にて行なうことが承認された。その後、論文提出者には、審査委員からの第 1 次審査における指摘事項を審査委員長が本人に伝え、本人は指導教員の指導の下で修正する事項を整理し、12 月 17 日に公開による口述試問が実施された。口述試問において、さらに問題点が指摘され、2012 年 1 月末日までに修正することとされた。1 月末日までに提出された論文を最終版とし、口述試問も踏まえた「第 2 次審査評価表（個別表）」が各委員より提出され審査委員長が「可」とする「第 2 次審査評価表（総括表）」を作成し、2012 年 3 月 1 日の社会福祉学研究科委員会に提案し、承認されて博士の学位を与えることが承認された。

日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科は、上記の手続きを経て、2012 年 3 月 16

日に松永千恵子に「博士(社会福祉学)」の学位を与えることとした。

3 審査の内容

(審査方法)

審査の方法は、第1次、第2次ともに「審査評価表」に5つの評価項目が設定されており、評価委員はその各々の項目について評価することになっている。5つの評価項目とは、①研究課題の意義、②研究のオリジナリティ性、③先行研究のレビュー、④研究方法の論理性、実証性、⑤その他特記事項であり、その各々を踏まえた上で審査委員は総合評価を行なうことになっている。第2次評価は、それに付け加えて、口述試問の評価と最終的な総合評価がなされ、審査委員長は各審査委員の個別の総合評価を踏まえて、最終的に審査の合否を記載して、大学院社会福祉学研究科委員会に提案する。

(第1次審査)

評価に当たった5人の審査委員の評価内容は以下の通りである。

障害者福祉分野でも近年グループホームが注目されつつあるが、不本意にもグループホームから退所せざるを得ない障害者の実態はほとんど明らかにされておらず、その理由については一層不明な状況である。

本研究では、知的障害者のグループホーム利用の継続を阻害する要因、促進する要因を質的、統計的両面から調査し、幾つかの重要な要素が抽出された。

しかし、結果とその分析、考察、編集の面でより整理が必要であろう。口述試問の内容と今後の修正を見た上で最終的な評価を行いたい。とくに論証と考察の整理、各種要因の間の関係の分析、章立て構成の検討、倫理的側面の確認、などの課題がある。

第1次審査では、上記のような意見と評価が与えられたが、総合評価としては、5名全員が、指摘された点を修正することで博士論文として認めることが出来る可能性が高いので、口述試問に進むことを「可」と評価した。

(口述試問及び第2次審査)

口述試問における質疑はおおむね適切に行われ、本人が論文の内容と課題をよく理解していること、審査員の指摘事項をよく理解していることを伺わせた。

これら指摘事項に基づく修正論文が各審査員との個別面接を経て1月末に提出され、博士論文としての水準を満たしているとして全員から「可」の評価がなされた。その総合的な評価は次の通りである。

- ・障害者権利条約の批准ともかかわって施設から地域への流れを確実にすることが求められており、有力な受け皿の一つとしてグループホームが注目される。しかし不本意にもグループホームから退所せざるを得ない障害者の実態はほとんど明らかにされておらず、その理由については一層不明な状況である。この点の解明を目的とした本研究は大きな社会的意義がある。
- ・知的障害者のグループホーム利用の継続を阻害する要因、促進する要因を質的、統計的両面から調査し、「親の希望」、「反社会的入居者への支援の困難」、「行動障害への対応の困難」、「住宅環境への不満」など幾つかの要素が抽出された。開拓的な研究分野であり、得られた知見は今後のグループホーム支援や政策面でも意義のあるものといえる。

口述試問で指摘された、倫理的配慮についてはその後加筆され、分析・考察も練り直しがなされた。今後の刊行に際しては一層の整理が期待されるとはいえ、修正された論文が十分に博士論文の水準を満たしていると評価された。

氏名 加藤 純

学位の種類 博士（社会福祉学）

学位記番号 甲第 46 号

学位記授与の日付 平成 24 年 3 月 16 日

学位授与の要件 学位規則第 4 条第 1 項該当

学位論文題目 家族と子どもと地域のつながりを再構築するための支援の
課題と展開
～児童養護施設におけるファミリーソーシャルワークに関する調
査を踏まえて～

論文審査委員 審査委員長 大橋 謙策
審査委員 佐藤 久夫
審査委員 若穂井 透
審査委員 今井 幸充
審査委員 北島 英治

【論文内容の構成及び要旨】

家族と子どもと地域のつながりを再構築するための支援の課題と展開 ～児童養護施設におけるファミリーソーシャルワークに関する調査を踏まえて～

加藤 純

序 章

【第1節 本研究の概要】この研究は、児童養護施設に入所した子どもとその家族との関係の再形成を目指した支援についてソーシャルワークの視点から検討を加え、児童養護施設における家族支援の発展に寄与することを目的とする。具体的には、家族支援の実践に携わっている児童養護施設職員への個別面接と、研究会という形で参加型のグループ面接を実施し、職員が工夫し効果を上げている家族支援の方法や考え方を抽出する。家族支援の方法や考え方の改善や普及を目標として、他の施設で施設の状況に合わせて実践可能な方法を部分的に取り入れられるように、支援方法や考え方を場面に切り分けてモジュールとして示す。さらに、どのような支援がどのような親子や周囲の変化をもたらしているのかを分析し、効果的な家族支援を成立させるために必要な施設内外の条件は何かを探り、実施体制に関して提言する。このような効果的支援の方法や考え方を抽出して実践の改善に役立てる研究は、導入初期のプログラムの改善を主な目的とする形成的プログラム評価に該当する取り組みである。本研究の検討課題は児童養護施設で実施される家族単位の支援に限定する。

【第2節：用語の定義】家族再統合、家庭復帰、面会、帰泊など目標とする親子関係に関する用語を定義した。

第1章 児童養護施設に入所する子どもと家族のニーズ理解

【第1節：養護問題の発生理由】厚生労働省の統計によると児童養護施設への入所は保護者のない子どもから保護者のいる子どもに代わった。さらに虐待やネグレクトの影響を受けた子どもが増えた。しかし、厚生労働省の統計では親や家族の問題を主として集計し、経済的困難など環境要因が見えにくい。

【第2節：養護問題を理解するための理論的枠組み】養護問題の発生について親個人や家族内の要因で説明する視点ではなく、生態学的システム論や役割理論、養育条件と養育環境、社会的排除の概念などを用いて、個人と環境の相互作用で理解する視点を示した。

【第3節：児童養護施設における家族支援の必要性】厚生労働省の統計によると入所している子どもの多くに保護者があり、面会や帰泊などの交流をしているが、必ずしも家庭復帰の見通しではない。1990年以降の虐待相談件数が増加したこと、1990年代末からの児童養護施設に在籍する児童が増加したことが、家族支援が求められるようになった背景にある。

第2章 養護問題に対する家族支援の歩み

【第1節：児童福祉施策における家族支援の位置づけの変遷】児童福祉法制定時、行政と保護者との共同責任の理念を掲げたが、実態は理念から乖離し、問題が大きくなつてからの

保護救済が中心だった。1980年代に子育て支援の必要性が主張され、1990年代以降は少子化対策として取り組みが進んでいる。

【第2節：児童養護施設における家族支援の1980年代までの歩み】1950年代から80年代にかけて家族支援の必要性に関する議論をたどった。1958年に松島正儀が対決的な姿勢で家族を支援する必要と、ファミリーケースワーカーの専任配置を訴えた。1970年代には共感的協力的な家族支援の必要性が謳われた。家庭復帰や社会復帰の概念への批判があり、家庭への参加、社会への参加が児童養護施設の目的だと論じられた（大谷 1976）。さらに、面会や帰泊などを養護過程への親の参加とする見方も示された（飯田 1976）。

【第3節：児童養護施設における家族支援の1990年以降の施策】1995年に養護施設入所児童早期家庭復帰促進事業開始、2004年度、児童養護施設に家庭支援専門相談員が配置された。早期家庭復帰を推進する施策が打ち出される一方、2001年には面会や一時帰宅が安全に行われるための計画的支援を求め、2007年には虐待をした親機面会や通信を児童養護施設長が制限できることとした。2004年から要保護児童対策地域協議会を設置する努力義務が定められ、2005年には市町村が児童家庭相談の第一義的窓口と定められ、市町村の役割が大きくなつた。

【第4節：既存の家族再統合実践モデル】米国における家族維持、日本の児童相談所による家族再統合のプログラム、オーストラリアのグループホームなどでの家族支援の方法論（Durrant, 1993）などを紹介した。

第3章 理論課題

児童養護施設における家族支援に関して出された法令には目標や支援方法が抽象的に示しているので、施設職員が実践を通して支援方法を具体化する必要がある。施設職員が工夫し生み出した具体的支援方法を効果的援助要素として抽出し期待される効果との関係を示す方法としてロジックモデルについて説明した。

具体化すべき効果的援助要素の柱立てを示すため、児童養護施設における家族支援に関して1990年代以降打ち出された施策の内容から検討が必要な課題を六点抽出した。

- 1) 児童養護施設における家族支援の理念と目的
- 2) 職員が形成する支援体制、および専門職が親と形成する支援関係の原則と方法
- 3) アセスメントから計画立案、評価の過程
- 4) 施設入所から退所さらにアフターケアまでの支援過程の進め方
- 5) 虐待など課題に応じた支援の方法や考え方
- 6) 児童養護施設における家族支援の成果と課題

第4章 研究方法

【第1節：個別面接調査】

実施時期：2006年2月27日から3月25日。 対象：7箇所の児童養護施設。職員13名。

聞き取り内容：家族への支援を実施する体制。家族への支援の具体的な進め方。

【第2節：グループ面接調査】

実施時期：2006年10月4日から2011年2月28日まで37回開催。

調査協力者：都内児童養護施設の施設長1名、家庭支援専門相談員5名で開始。その後、交代あつたがほぼ同人数で継続した。

【第3節：分析方法】 個別面接調査とグループ面接調査の逐語録を、佐藤（2008）が提唱した「事例コード・マトリックス」と、大谷（2007）が提唱した「4ステップコーディングによる質的データ分析手法（SCAT）」（以下、SCATと表記）の2つの分析方法を併用した上で、分析ソフトにアウトライン・プロセッサーを用いて分析した。

第5章 分析結果

【第1節：児童養護施設における家族支援の理念と目的】 施設が家庭に代わり子どもを育てると思っていた時代の家庭調整は受動的で限定的だった。1970年代に先駆的な家族支援の実践例があったが、虐待や複雑な生活課題は意識されなかった。1990年代以降、能動的な家族支援へと変化している。

家族支援の目標の一つは早期家庭復帰である。時間的に早期という他、課題が解決していない状態でも子どもを家庭に帰すという意味がある。残った課題の解決や子育てを地域の機関が支援する。子育てが再び困難になった時の早期発見と再入所への備えが必要である。

家庭復帰を目標にできない場合は、親子の交流や、子どもが親や家族の状況を理解し受け入れることや、生い立ちを整理して自立することなど、家族の状況の変化に応じて可能な限りの子どもや家族の最善の利益にかなう状態を目指して最大限の支援をする。ファミリーソーシャルワークとは理想の家族を実現するための支援でなく、家族を対象として家族の望む最大限を実現するためのソーシャルワークである。

【第2節：支援体制および支援関係形成の原則と方法】 親子関係を支援する基盤として親と職員の関係形成が必要である。職員が心掛けているのは、親が気軽に施設に足を運べるよう、専門性を前面に押し出すよりも対等な人として関わること、子育ての苦労や子どもを思う親の気持ちに共感すること、親自身に関する話題を共有すること、適切な距離感を保つこと、親が主体的に変化するように促すこと、複数の職員が多層的な支援関係を形成することである。親への支援は日常会話や立ち話を中心に進められている。必要に応じて面接や電話相談、家庭訪問、施設主催の保護者会などが活用されている。

子どもの養育を担当している保育士や児童指導員などケアワーカー(CW)は子ども寄りの視点で親に要求が多くなることがあるので、ファミリーソーシャルワーカー(FSW)が親と子どもの間に立って支援する。子どもの生活はCW、親対応はFSWと分業している施設もあるが、CWとFSWが生活業務と家族支援を相互に補っている例もある。いずれの場合もFSWは対応が難しい親への対応や入所や退所など節目での支援を担っている。

面会や帰泊、家庭復帰など親子の交流に関して決定する権限を持つのは児童相談所なので、児童相談所と協働して親への支援を進める。親と施設の関係を良好に保つために児童相談所の役割を求める場合もあり、児童相談所と親の関係の改善に施設が役割果たす場合もある。

【第3節：アセスメントと支援計画立案】 施設への遠慮や諦めなどにより子どもと一緒に暮らしたいという親のニーズが見えなくなっている場合には、子どもや親のニーズを掘り起こすことから支援が始まる。職員が一緒に取り組むことや、家庭復帰までの課題を整理すること、長期展望を持てるように支援することなどが親の動機付けに役立つ。

アセスメントの判断材料は、子どもとの日常会話や表情、行動、面会や帰泊の際の親子の様子、家庭訪問、他機関からの情報収集などによって得ている。得られた情報は施設内や他機関と共有するが、個人情報の扱いが課題となっている。情報不足や感情や価値観のずれ、

政策の動向、立場や専門性の違いなどにより判断が一致しないことがある。より適切な判断をするため、協議の場作り、書式の統一、共通の尺度の利用などを工夫している。

アセスメントの項目として、親の引き取り意欲、面会や帰泊の実施状況、子ども主体に考える姿勢、子育て技術、引き取り準備、親の生活状況や心身の健康、親を支える体制、親から職員への関わり方などを考慮する。子どもについては、親への気持ち、面会や帰泊後の親との別れ方、子どもの生活能力と親への負担、子どもの危機対処能力などを考慮している。

入所時に仮の自立支援計画書を立て、3ヶ月後に自立支援計画書を作成する。家庭復帰の準備が本格化する1年前頃に家庭復帰支援実行計画を立てている施設がある。計画は状況の変化に応じて修正できる柔軟性が必要である。計画があると、子どもや親、職員が支援過程を見通せる効果や、取り組んでいることの意図や目的を意識化できる効果がある。

【第4節：入所から退所後の地域ケアまでの支援過程】 近年は、入所前から地域の機関から支援を受けている家族が多い。支援の継続性を保つために児童相談所や地域の機関から情報を得る。入所当日、子どもと離れて暮らす親の喪失感や挫折感に配慮し、入所を決断した親と子どもに敬意を伝える。施設と親が一緒に子育てしようと伝え、施設での子育てに対する親の希望を聞く。

面会が適切な時期に始められ定期的に継続できるように児童相談所と連携して支援する。手紙や電話、施設内で親子が過ごせる宿泊室の利用、施設行事や学校行事への参加なども工夫されている。週末や夏冬の帰泊中、家庭での普段の生活が体験できるように子どもや親の不安を軽くするように支援する。安全に面会や帰泊できるよう方法や日程を調整する。

家庭復帰の可能性のある家庭を施設全体で特定して、子どもや親の意向を確認し、実行計画を立てて、措置権限を持つ児童相談所と計画を協議する。家庭復帰までに、児童相談所や関係機関と会議などを開き、地域ケア体制を作る。

【第5節：児童養護施設における家族支援の支援課題】 家族を支援する際に取り組む課題の第一は親子関係である。親に子どもの様子を伝えること、子どもへの関わり方を向上させる支援をすることなどを通じて、子育てに関する気持ちや子どもへの関わり方、さらには親自身の生き方も変化する。子どもには、親の思いを理解すること、親や家族の現状や将来展望を理解すること、家庭復帰後に必要な生活技能を身につけることなどを支援する。

第二の課題は虐待やネグレクトがあった場合の関係修復である。虐待に至った心境を職員が共感的に理解することにより、親が自分の子育てを振り返り、誤りを認められる。子どもへの適切な関わり方を増やすように支援する。第三に、親の精神疾患がある場合、治療や服薬には触れない範囲で気持ちの安定などを支援する。第四に、子どもに発達障害などがある場合、施設や学校での二次障害を防ぐことと、親の理解と関わり方を支援する。第五に、子どもの就職や進学の進路選択に親が参加できるように支援する。第六に、親の経済状況、住居など生活課題に関しては、地域機関の利用を支援する。

【第6節：児童養護施設における家族支援の成果と課題】 家庭支援専門相談員が配置された2004年以降の取り組みにより、CWが家族を意識して子どもと関わるようになったこと、ソーシャルワークの支援過程を意識するようになり、FSWと協力関係ができてきたことなどの成果がある。FSW自身は、家族支援における役割を明確にして、職員チームの中に位置づけられるようになったこと、親面接のスキルや他機関と連携する際のスキルを向上させたことなどの成果がある。家族支援がアセスメントと支援計画に基づいて積極的に行われるようにな

なったが、子どもの家庭復帰は6年間で増えていない。FSWの配置の少なさや家族の課題の大きさ、児童相談所の人的配置と専門性などが影響している可能性がある。

第6章 考察

【第1節：6つの理論課題についての考察】 児童養護施設における家族支援の理念と目標について、子どもの最善の利益は理念、家族再統合や家庭復帰は目標と区別して整理した。支援関係に関して抽出した共感や主体性尊重などの支援原則とバイステックが提唱した7原則との共通点を示し、介入的支援より共感的支援を志向していることを示した。アセスメントと支援計画立案の過程に関してはロジックモデルを用いて支援活動と効果の関係を図式化した。入所から家庭復帰への支援過程に関しては、初期は子どもと親のお互いの気持ちに焦点化したアセスメントや計画、支援が進められ、次第に具体的な関わりに支援課題の幅が広がることを論じた。課題別の支援に関しては施設内で解決を図るのでなく地域の機関を活用して改善を目指していることを示した。

【第2節：児童養護施設における家族支援に関する全体的考察】 家族支援の各場面での支援をモジュール化して示したものを、アセスメントから、計画立案、実施、評価というケース進行と、入所から施設内交流、施設外交流、家庭復帰、地域ケアという支援過程の2つの軸に沿って位置づけて支援の全体像を示した。また、支援過程全体を通して職員の活動と子どもや親への効果との関係をロジックモデルで示した。家族支援全体を通して重視されている考え方を説明するために「つながり」と「参加」という概念を提案し、社会的排除状態で子育てが行き詰った家庭が、児童養護施設での子育てに参加することを通して地域とのつながりや親子のつながりを再構築する過程として図式化した。また、つながりと参加という概念を用いて、入所から退所後の地域ケアまでの支援で目標とされていることを整理した。

【第3節：本研究の限界】 調査協力者が少ないため、本研究の結果は一般化できない。しかし、参加型・協働型のプログラム評価としては、効果的援助要素を提供できる調査協力者が得られたと評価できる。

【第4節：今後の研究課題】 今後の研究課題として、第一に、本研究で得られた結果がどの程度他の施設でも実践できるかを検討するため、施設の個別の状況の違いが家族支援の考え方や方法論に及ぼす影響について調べる必要がある。第二に、本研究では家族や子どもの特性による支援の類型化は不十分であり、子どもや家族の特性を把握できるような量的調査研究が課題である。第三に、児童相談所や子ども家庭支援センターなど地域支援機関での調査が必要である。第四に、本研究で触れなかった別の家族支援の方法と比較検討が課題である。第五に、面会や帰泊、家庭復帰の際の判断に用いられるようなリスク・アセスメントの開発が課題である。第六に、本研究で抽出した効果的援助要素が他の施設でどの程度実践されているか検証する必要がある。検証の第一歩として、グループ面接参加者と協働して実施した質問紙調査の結果を一部紹介した。最後に、家族支援の成果を測定する家庭復帰の件数だけではない指標の作成が課題である。

【審査結果の要旨】

I 論文審査の手続き及び経過

1 審査手続きと審査委員の構成

博士論文審査は、日本社会事業大学大学院学則、同学位規定及び課程博士論文審査委員会内規に基づき、第1次審査と第2次審査から成り立っている。

審査委員は、社会福祉学研究科委員会にて選任された大学院博士後期課程担当の専任教員5名が担当した。5名の氏名と専門分野は以下のとおりである。

審査委員長（主査）	大橋 謙策	地域福祉、社会福祉理論
審査委員（副査）	佐藤 久夫	障害者福祉
審査委員	若穂井 透	家族福祉、司法福祉
審査委員	今井 幸充	高齢者保健福祉、医学
審査委員	北島 英治	ソーシャルワーク

2 審査の経過

2011年10月31日までに提出された博士論文について5名の審査委員がそれぞれ審査し、「第1次審査評価表（個別審査表）」を提出了。審査委員長がそれを基に「第1次審査評価表（総括表）」を作成し、2011年11月17日の大学院社会福祉学研究科委員会に報告した。その結果、12月17日に口述試問を公開にて行なうことが承認された。その後、論文提出者には、審査委員長から各審査委員からの第1次審査における評価及び意見を本人に伝え、指導教員（今回は同一教員）の指導の下で論文を修正し、12月17日に公開による口頭試問が実施された。

口頭試問において、さらに問題点が指摘され、審査委員長から論文修正の内容を文書で本人に伝え、2012年1月末日までに再度修正することとされた。

1月末日までに提出された論文を最終版とし、口頭試問も踏まえた「第2次審査評価表（個別表）」が各委員より提出され審査委員長が「可」とする「第2次審査評価表（総括表）」を作成し、2012年3月1日の社会福祉学研究科委員会に提案し、承認されて博士の学位を授与することが承認された。

日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科は、上記の手続きを経て、2012年3月16日、加藤純に「博士（社会福祉学）」の学位授与を行った。

II 審査の視点・方法と内容

審査の方法と視点は、第1次、第2次ともに「審査評価表」に5つの評価項目が設定されており、評価委員はその各々の項目について評価することになっている。

5つの評価項目とは、①研究課題の意義、②研究のオリジナリティ性、③先行研究のレビュー、④研究方法の論理性、実証性、⑤その他特記事項であり、その各々を踏まえた上で審査委員は個別に総合評価を行なうことになっている。

口頭試問はそれを踏まえて行われると同時に、博士（社会福祉学）に相応しいかの最終試験を兼ねて行われる。

第2次評価は、第1次評価で指摘された事項の修正及び口頭試問での対応について最終的な総合評価を審査委員が個別に行った上で、審査委員長が各審査委員の個別の総合評価を踏まえてとりまとめた最終審査報告を大学院社会福祉学研究科委員会に提案し、審議を踏まえて大学院社会福祉学研究科委員会としての最終評価が出される。

（第1次審査・内容と結果）

評価に当たった5人の審査委員の評価内容は以下の通りである。

加藤論文は、児童虐待等の複雑な問題を抱えた親子、家庭環境が増大している中で、1997年に児童養護施設からの早期家庭復帰が位置づけられ、1998年には児童の「自立支援計画」の策定が義務化され、それらを踏まえて1999年に家庭支援専門相談員が配置されるという状況の中で、手探り的に行われている“家族の関係再形成”に関する児童養護施設の実践モデルを家庭支援専門相談員らとの4年間の研究会における事例研究を通して、理論仮説生成型の研究としてまとめたものである。

この研究意義は高く、“家族の関係再形成”に関する実践モデルは児童養護施設で働く職員にとっても、児童分野のソーシャルワーク教材としても待ち望まれるところである。

第1次審査では、以下の指摘がなされた。

- ① 論文の構成とその内容を端的に示すタイトルが示されておらず、レポート的表現が部分的に残っている。また、引用文献の表記の仕方も整理が必要。
- ② 事例研究に基づいた結果は大変重要な視点を提起しているにも拘わらず、そのことを普遍化させる様な、先行研究を踏まえた論述がなされていない。第4章を基に、その結果を論述し、実践モデルの全体像を示して欲しい。出来れば、それを第2章と関連させて論述させると全体が整理されるのではないか。

- ③ 第4章の分析結果の各項目はとても重要な項目であると思うのだが、それらの全体像とその構造化が整理されておらず、もったいない。それを整理して欲しい。
- ④ 事例分析の際に、実践者達が意識的に取り組もうとした姿勢、態度などの分析が欲しかった。事例の分析と実践者の立場との違いをもっと分けて事例研究なり、分析をする必要が合ったのではないか。そうでないと実践モデルの生成につながっていかないのではないか。
- ⑤ 論文全体として何が言えたのか、何を言おうとしたのか今一つ終章の記述が不十分である。

第1次審査では、上記のような意見と評価が与えられたが、総合評価としては、5名全員が、指摘された点を修正することで博士論文として認めることが出来る可能性が高いので、口述試問を行うことを決定した。

この5人の個別評価並びに総合評価、更には論文の修正を求める点を指摘した内容が学位請求論文を提出した本人に伝えられ、口述試問が行われる事になった。

(第2次審査・口述試問の内容)

口述試問における各審査委員からの指摘事項は、以下の5点がポイントであった。

- ① 昨年提出された論文で評価されていた「実践モデル」の記述が、今回提出の論文では弱くなってしまっているので、それを再度復活させつつ、「実践モデル」が抽出されたプロセスをより整理すること。
- ② 「実践モデル」では対応が困難な法的措置された児童の問題があることを踏まえた上で、取り上げた事例の類型化を考えること。
- ③ 「実践モデル」やファミリーソーシャルワークを展開するシステムの在り方やその問題、限界についてもう少し整理すること。
- ④ 第3章の理論課題をもう少し深め、「実践モデル」との関係を論述すること。
- ⑤ 実証研究の時期少し古くなっているのではないか、本研究が今日的に意味をもつのかどうかを明らかにすること。

これ以外における博士（社会福祉学）に関わる応答や論文における課題の自己認識もしっかりとしており、期限を区切って論文が修正されるならば博士学位取得の可能性は高いと全員が評価した。

念のため、審査委員長から以下の文書を出し、論文の修正を期日までに行うことを求めた。

(口述試問を踏まえた論文の修正に関する指摘事項)

口述試問及び第1次審査における指摘事項は以下の通りである。

I、2004年から養護施設入所児童の早期家庭復帰を促進する事を目的に配属された家庭支援専門相談員のインタビュー調査から明らかになった点を踏まえ、それを「実践モデル」としてまとめた点が重要な意味をもつので、昨年提出の論文を見直し、「実践モデル」を再度明確に整理すること。その際、整理された「実践モデル」を再検証していないことの限界を十分弁えつつも、「実践モデル」を抽出する過程における実証性を十分意識してプロセスを整理すること。その過程自体が、プロセス評価としての研究意義があることを踏まえる。ただし、プロセス評価が分るようにならぬようにしつつも、昨年指摘された点である冗長にならないよう記述に気を付けること。

II、取り上げた事例はどのような事例として類型化できるのか、類型によっては、支援の在り方、考え方方が異なり、抽出された「実践モデル」の汎用性があるかどうかが分らない点もあるのではないか。とりわけ、家庭裁判所等の法的介入が明確にされた児童の場合にも汎用性があるのかどうか、

入所児童の抱える4問題の類型化と支援プログラムとの関係、「実践モデル」の汎用性についてもう少し丁寧に説明、論述すること。取り上げた事例の類型化がプライバシー保護の関係で、類型化が困難ならば、その状況も記述する。

III、「実践モデル」の抽出から、それを展開するシステムへの論理的導きのプロセスが見えない。家庭支援専門相談員の専門性、配属の状況を踏まえた上で、児童養護施設職員からのアプローチの限界性と児童相談所からのアプローチの限界性を指摘しつつ、その中間（市町村に子ども家庭支援センターなど）を整備して、家庭を支援する地域のシステム、復帰した子どもを養護施設の家庭支援専門相談員と協働して対応してくれるファミリーソーシャルワーカーの配置に関するシステムが必要であることを導き出すこと。その際、家庭支援専門相談員も児童が入所措置される前の地域の、あるいは復帰後の地域のファミリーソーシャルワーカーが協働して、家族・家庭の生活環境、その子どもの生育史を共通理解して当たる必要性とそのシステムの構築という点を十分踏まえること。（スライドの6章2節の第1表から第3表への過程、とりわけ第3表の説明を上記に照らして、修文し、説明を深める）。

IV、第3章の理論課題をもう少し深めると同時に、それらの理論課題が並列的に整

IV、第3章の理論課題をもう少し深めると同時に、それらの理論課題が並列的に整理されるだけではなく、「実践モデル」につながる、インパクトのある理論課題は何かを整理すること。それによっては、類型化された事例にそぐわない点が出てくるかもしれないが、それはそれとして説明してよいのではないか。

V、調査時期が2006年～2010年の時期であり、一般的な横断調査では考えられない時期的齟齬があることを丁寧に説明すること。それでも実証研究として有効であることを説明すること。

VI、その他、誤字脱字、文章の流れなどを再度チェックすること。

(第2次審査結果)

加藤論文は、児童虐待などを要因として児童養護施設に入所している児童への支援において、現在現場で最も職員を悩ませ、待たれている“家族の関係再形成”に関する実践モデルに関する研究で、研究の意義は非常に高い。しかも、その実践モデルを構築するために、法定化されて間もない家庭支援専門相談員らを組織し、継続的に研究会を開催する中で事例研究を基にした理論仮説生成型の研究であり、今日社会福祉研究上求められている研究方法を駆使した点も評価できる。かつ、これら一連の研究が文部科学省の科研費の研究助成を得て行われていることは、この研究が社会的に評価されていることでもある。

また、研究意義についても、研究意義は非常に高く、実践的に求められている課題である。しかも、ソーシャルワーク実践を基にした理論仮説生成型の研究方法としても評価出来る。更に、研究のオリジナリティという点でも、4年間の家庭支援専門相談員らとの事例研究会を踏まえた、事例研究の方法は評価出来、このような地道な研究方法は実践科学としての社会福祉分野では大切であると評価出来る。

1月30日を締め切りとして出された修正論文は、指摘事項を十分踏まえて修正されており、独立した研究者としての能力は十分評価出来ると考え、審査委員全員が博士論文の水準に達していると「合」の評価がなされ、大学院研究科委員会に博士学位授与の提案をすることを認めた。



博士学位論文

内容の要旨および審査の結果の要旨【第19号】2011

2012年6月発行

日本社会事業大学

〒204-8555 東京都清瀬市竹丘3-1-30

Tel : 042(496)3105 (大学院教務課)

Fax : 042(496)3101
